

令和8年 2月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和8年 2月 19日 午後 2時00分 日光市役所本庁舎大会議室

出席農業委員	11名	1番 川村 耕一	2番 沼尾 綾乃	3番 池田 雄一	4番 阿久津一男
		5番 川村 光代	6番 渡邊 毅	7番 小池 毅	
		9番 神山 守	10番 佐藤 修一	11番 吉原 浩之	
欠席農業委員	8番 手塚 幸子				
出席推進委員	18名	12番 大嶋 明男	13番 秋元 光藏	14番 北山 隆	15番 伏木 俊夫
		16番 大島 一比古	17番 酒主 学	18番 福田 重勝	19番 星野由紀夫
		20番 福田 正明	21番 佐々木 俊久	22番 大貫 宣秀	23番 西巻 光次
		24番 福田 浩一	25番 福田 隆夫	26番 大島 昭吾	
		28番 富田 順子	29番 青木 容子		
欠席推進委員	27番 村上 隆				
傍聴人	なし				
事務局	局長 大嶋 正浩	係長 吉澤喜代子	副主幹 佐藤 達起	主査 鶴見 英明	
農業公社	局長 常盤 紀生				

第 1	—	議事録署名人の指名
第 2	—	会期の決定
第 3	報告第 4号	農地法第4条の規定による許可書の交付について
第 4	報告第 5号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第 5	報告第 6号	農地法第18条（通知）について
第 6	議案第 10号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 7	議案第 11号	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について
第 8	議案第 12号	農地法第4条の規定による許可申請について
第 9	議案第 13号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
第10	議案第 14号	農地法第5条の規定による許可申請について
第11	議案第 15号	非農地判断願について
第12	議案第 16号	非農地証明願に付いて
第13	議案第 17号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積促進計画（案）の決定について

事務局 長	<p>それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。</p> <p>なお、手塚幸子委員から欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。</p> <p>推進委員につきましては、18名中17名の出席であります。</p> <p>推進委員の村上隆委員から欠席する旨の届出がありました。</p> <p>なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。</p>
議 長	<p>ただ今から、令和8年2月 日光市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程について事務局長が朗読いたします。</p>
事務局 長	<p>（ 議事日程を朗読 ）</p>
議 長	<p>日程第1「議事録署名人の指名」を行います。</p>

議事録署名人については、私、議長において指名いたします。
1番 川村耕一委員、2番 沼尾綾乃委員を指名いたします。
よろしくお願いします。

議 長 続いて日程第2「会期の決定」を行います。
本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決しました。

議 長 日程第3、報告第4号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題
とし、事務局の説明を求めます。
(佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。
総会資料1ページをお開きください。
報告第4号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたしま
す。

議 長 先月許可書を交付しました4条申請案件は2件ございました。
申請人、土地の所在等は資料のとおりです。
総会審議日は令和8年1月19日。令和8年1月19日付け指令番号：日農委指令
第4-4号から第4-5号にて許可書を交付しております。
以上です。
報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし」の声あり)
それでは、次に移ります。

議 長 日程第4、報告第5号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題
とし、事務局の説明を求めます。
(佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。
総会資料2ページから3ページをお開きください。
報告第5号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」をご説明いたしま
す。

議 長 先日、許可書を交付しました5条申請案件は6件ございました。
譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。
総会審議日は令和8年1月19日。許可は令和8年1月19日付け指令番号：日農
委指令第5-48号から5-52号及び5-54号にて許可書を公布しております。
先日はもう1件、店舗の申請がございましたが、こちらは都市計画法の開発許可の対
象でもあり、そちらと同日付けで許可となる予定です。以上です。
報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし」の声あり)
それでは、次に移ります。

議 長 日程第5、報告第6号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の
説明を求めます。
(鶴見主査挙手)
はい、鶴見主査。

鶴見 主 査	<p>報告第6号「農地法第18条（通知）」についてご説明いたします。総会資料は4ページから11ページになります。</p> <p>本案件は農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。渡人・受人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。議案書の件数は12件で、1番から7番が市農業公社、8番から12番が農地中間管理事業の貸借権の解約となります。</p> <p>なお、案件の12番については、利用権の設定が予定されております。以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。</p> <p>（ 「なし」の声あり ）</p> <p>それでは、次に移ります。</p>
議 長	<p>日程第6、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>今月の現地調査は、情報発信活動部会が担当しております。</p> <p>はじめに、渡邊部会長から全体説明をお願いいたします。</p> <p>（ 渡邊委員挙手 ）</p>
渡 邊 委 員	<p>はい、渡邊部会長。</p> <p>今月は、情報発信活動部会が担当いたしました。</p> <p>2月17日に2班体制で現地調査を行いました。第1班は沼尾副部会長、福田重勝、福田隆夫委員が、第2班は北山委員と私が担当いたしました。</p> <p>案件の内容ですが、3条申請が2件、地域農業経営基盤強化促進法地域計画に係る変更について1件、4条申請が2件、5条申請が2件、非農地判断と非農地証明願がそれぞれ1件です。</p> <p>それぞれの担当ですが、3条の1と2を福田隆夫委員。地域農業経営基盤強化促進法に係る変更について沼尾副部会長、4条の1を北山委員、4条の2を福田重勝委員、5条の1を北山委員、5条の2を福田重勝委員、非農地判断と非農地証明願を私渡邊が担当します。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>（ 福田隆委員挙手 ）</p>
福 田 隆 委 員	<p>はい、福田隆夫委員。</p> <p>私は、総会資料12ページ、議案第10号の1番を担当しました。</p> <p>本申請は、日光市野口地内において、売買を目的とした3条申請です。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請地等については資料のとおりです。</p> <p>案内図による説明。申請地は、旧野口小学校から東へ約1キロメートルに位置しています。</p> <p>公図による説明。申請地の登記簿地目は田、現況は田となっておりますが現状は畑です。</p> <p>現地写真による説明。こちらの道路に面してハウスの手前、こちらに杭打ちがしてありました。</p> <p>譲受人は経営農地を適切に管理し家族3人で水稲、野菜等を作付けしております。購入後は、野菜等の作付けを予定しております。</p> <p>利用権はありません。譲渡人は東京に住所がありますが、相続により引き継いだ土地であります。</p> <p>なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。</p>

(渡邊委員挙手)

渡邊委員 議 長 はい、渡邊部会長。
調査後、部会で検討いたしました。特に問題点はないだろうということで許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

渡邊委員 議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

渡邊委員 議 長 (「なし」の声あり)
それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

渡邊委員 議 長 (挙手全員)
挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

渡邊委員 議 長 続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

福田隆委員 議 長 (福田隆委員挙手)
はい、福田隆夫委員。
私は、総会資料12ページ、議案第10号の2番を担当いたしました。
本申請は、日光市瀬尾地内において、売買を目的とした3条申請です。
譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
案内図による説明。申請地は2筆で、小百小学校から南へ約750メートルに位置しています。こちらから入って、今はグランピング施設です。元の自然の家の入り口の方にあります。
公図による説明。申請地の登記簿地目は2筆とも田、現況は2筆とも田となっておりますが、現況は畑です。
写真をお願いします。先ほどのグランピング設備道路から入った右側の現状が畑です。こちらは畑になっております。この2筆でございます。
譲受人からは、営農計画書が提出されております。購入後はジャガイモ、野菜などの作付けをしております。利用権はありません。
譲渡人は高齢のため宇都宮に移転し、誰か引き継いでくれる人を探していました。また、譲受人は北海道から、この地域が気に入り、移住してきてまして、現在は小百地内で、2年ほど前から飲食店を開いておりまして、将来は無農薬の有機栽培の食材を提供していきたい計画です。

渡邊委員 議 長 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願ひます。

渡邊委員 議 長 (渡邊委員挙手)
はい、渡邊部会長。
調査後、部会で検討いたしました。これについても特に問題はないだろうということで許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

渡邊委員 議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

川村耕委員 議 長 (川村耕委員挙手)
はい、川村委員。
受人の経営面積が入っていないですけど、初めて経営する形ですか。機械等はど
うなのでしょう。何か持っているのでしょうか。

渡邊委員 議 長 (鶴見主査挙手)

鶴見主査	<p>はい、鶴見主査。</p> <p>受人は、この673平方メートルが、初めて購入する農地になります。機械等につきましては、トラクターと運搬機等を所有しております。隣接地に譲渡人の住宅があり、その住宅と農地を購入するようです。現在、住宅は半分空き家住宅のような状態です。この方の所有農地等も全部購入して耕作するという事で申請されております。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他に何かご質問ございますか。</p>
鶴見主査 議 長	<p>まるっきり新規就農ということですよ。</p> <p>トラクターや耕運機も地主さんから引き継いだかもしれません。</p> <p>新規就農ということで、皆さん見守りください。</p> <p>他に何かご質問ございますか。</p>
議 長	<p>(「なし」 の声あり)</p> <p>それでは質疑を集結し、採決いたします。</p> <p>番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第11号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る変更について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>(沼尾委員挙手)</p>
沼尾委員	<p>はい、沼尾副部長。</p> <p>私は総会資料13ページの議案第11号の1番を担当いたしました。</p> <p>本申請は、日光市瀬尾地内において太陽光発電設備を目的とした地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更をする案件となります。</p> <p>申出人及び申請地等は資料のとおりです。</p> <p>案内図による説明。申請地は瀬尾地内の丸山公園から北東へ約700メートルに位置しています。</p> <p>農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。</p> <p>公図による説明。登記簿地目は畑、現況は畑です。周囲の状況は東側が道路、西側は道路、南側は田、北側は畑となっております。</p> <p>土地利用図による説明。現地には、申出人の会社の担当者が立ち会いました。今回、太陽光発電設備を目的とした農地転用許可を申請するにあたり、地域計画の変更を行うものです。申出地は地域計画において将来の耕作者が定められており、そういった農地を転用する場合には事前に地域計画の変更が必要となります。</p> <p>なお、転用事業者（譲受人）は宮城県仙台市に本店を置き、風力・太陽光発電・電力備蓄装置の販売、加工を主な業務とする平成23年に設立された、資本金9,900万円の法人となっております。</p> <p>敷地内に太陽光パネル170枚を設置する計画です。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透、周囲にはフェンスを設置する予定でございます。</p>
議 長	<p>現地調査の写真ですが、ここに太陽光パネルを設置という説明をいただきました。以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。</p>

(渡邊委員挙手)

渡 邊 委 員
議 長
はい、渡邊部会長。
調査後の部会の検討ですが、これにつきましても特に問題点はないだろうということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(大貫委員挙手)

大 貫 委 員
はい、大貫委員。
今回、この写真を見ますと周辺が農地ですか。太陽光発電の計画をした場合、農地の場合は隣接の同意を得られていると聞いているのですが、隣接の同意はどうなっているのでしょうか。確認です。

佐 藤 副 主 幹
同意書はまだ用意されていませんが、同意は取っているということです。地域計画の変更完了後に農地転用の手続きに入りますが、その際には用意できるという報告は受けています。

大 貫 委 員
ありがとうございます。お願いですが、隣接の同意の関係など決まっていることについては説明の時に、お話していただければありがたいです。

佐 藤 副 主 幹
わかりました。
よろしく願います。
他に何かご意見・ご質問ございますか。

議 長
(「なし」の声あり)
それでは質疑を集結し、採決いたします。
番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長
(挙手全員)
挙手全員であります。
よって、番号1番は原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

議 長
続きまして、番号2番について事務局の説明を求めます。
(佐藤副主幹挙手)

佐 藤 副 主 幹
はい、佐藤副主幹。
総会資料15ページ及び皆様に追加でお配りしました、議案第11号2番の追加資料をご覧ください。
2番の案件についてご説明いたします。
こちらは地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の定期更新となります。
地域計画につきましては認定農業者等の認定状況及び貸借などの農地情報の更新、その他軽微な変更・修正につきまして、年1回程度更新を行うものとされております。
各地区の面積の変更内容は追加でお配りしました資料のとおりとなります。こちらにつきましては最新の農地台帳のデータを反映したものとなっております。
プロジェクターをご覧ください。
地域計画におきましては、地区ごとに将来を担う者の一覧及びその担い手の耕作地を着色した目標地図を作成しております。こちらは一つの事例ですが、今市地区の瀬尾の担い手一覧及び目標地図となります。氏名は隠してありますが、こういった方々が担い手とされておまして、将来、耕作される方として目標地図に記載されているというものになります。こちらにつきましても、最新の情報に更新を行っております。制度の導入の際に一度ご説明をした内容になりますが、補足といたしまして、先ほどの1番の案件では個別に地域計画の変更をご審議いただきました。こちらについて沼尾委員からご説明がありました。目標地図の上でこのように着色をされている

場所、今回ですとこちらの場所がその場所になります。このように着色がされている農地につきましては、農地転用許可申請前に、事前に地域計画の変更が必要なものとなっております。そのため、1番はご審議をいただいたものとなります。以上となります。

事務局といたしましては、計画の変更につきまして問題はないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。
ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑を集結し、採決いたします。
番号2番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

議長 はい、挙手全員であります。
よって、番号2番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。
それでは、次に移ります。

議長 日程第8、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
(北山委員挙手)

北山委員 はい、北山委員。
私は総会資料14ページ議案第12号の1番を担当しました。
譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
本申請は、芹沼地内において農家住宅を目的とした4条申請です。
案内図による説明。申請地は豊岡中学校から北西へ約300メートルに位置しております。
農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。
公図による説明。登記簿地目は田、現況は宅地です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側は田、北側も田です。
土地利用図による説明。現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。当該土地は50年以上前からその一部が宅地として利用されております。今回は是正のための追認許可となり、始末書が添付されております。
現状のままの利用となりますが、元々は〇〇〇〇—〇〇に母屋がありましたが、平成20年ごろ西側に住居を新築しています。
敷地内には水路が流れており、そのまま残す計画ですが、水路については利用者がほぼおらず、その取り扱いも含め土地改良区との協議済みです。
資金計画。新たな資金支出等はありません。
現地調査による写真の説明。これが水路ですが水はほとんど流れておりません。この家が平成20年ごろ新築した住宅です。元々は家が建っていたそうです。
以上により、周りに及ぼす影響もないと思われまますのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
(渡邊委員挙手)

渡邊委員 はい、渡邊部会長。
調査後の検討ですが、始末書も添付されて土地改良区とも協議済みということなので、特に問題はないかなということで許可相当と判断いたしました。
ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
 (富田委員挙手)
 富田委員 はい、富田委員
 議 長 結構しっかりした水路。水が流れていないとはいえ、どのような協議がなされたの
 でしょうか。
 佐藤副主幹 水路についてですね。
 (佐藤副主幹挙手)
 佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。
 こちらにつきましては、土地改良区の地元の代表の方に、4条申請受付の前に現地
 確認をしていただきました。現地には水路が2系統ありまして、こちらの水路と他に
 もう一系統水路があります。北側の農地はこちら側への放流が今は多く、こちらはほ
 ぼ放流していないということでした。水路の部分の方筆していただくなりして、水路
 として管理をしていただいた方がよいという考え方もありますが、今回につきましては、
 あえてそこまでする必要はなく、特にそれによって周囲に影響を及ぼすことはな
 いという考えでした。申請者としては、水路を現況のまま残すと言っていますので、
 その内容で許可をして良いということが地元土地改良区との協議の経緯となります。
 議 長 よろしいでしょうか。
 富田委員 はい、ありがとうございます。
 議 長 (大島一委員挙手)
 大島一委員 はい、大島委員。
 始末書は出ているのですが、建築確認のほうは未登記で通してしまったので土
 地改良の問題でなくて建築基準法上、違反というように見られるのですが、始末書
 にはどういう理由が記載されているのですか。この建物について無許可で建ててしま
 ったのですかね。4条は許可取れば何のことはなくこういった審議で出来ると思うの
 ですが、その辺の理由はどうなっているのでしょうか。
 佐藤副主幹 こちらにつきましては、先ほど20年ごろという話だったのですが、確認したと
 ころ平成22年に建築確認は取られております。
 建築確認の審査事項の中にその農地であるかどうかというのは
 大島一委員 平成22年ではなかったのですか。
 佐藤副主幹 今であれば担当が気付いて、こちらに確認をしてくれていますが、実際それ自体
 は、審査項目にはないのでかつては農地に建てるという形であっても、建築確認が下
 りてしまう状態でした。
 大島一委員 信じられない。建築基準法上、当然基本事項はその年度には出ていると思うので
 すが、農地は通っている。
 佐藤副主幹 実際そういう事例等はあるようです。現在は建築確認を行う部署が日光市の組織内
 にございます。
 大島一委員 現状、確認というので何かしらの情報が入って、これは許可が取ってあるのかどう
 かというのが発見されたのですか。
 佐藤副主幹 こちらにつきましては、このあともう1件5条の申請があるのですが、その太
 陽光発電設備申請がありまして、その際にこの場所の問題が確認されました。
 大島一委員 わかりました。その問題は土地改良の範疇ではないですね。
 佐藤副主幹 こちらは土地改良区の問題ではないです。
 大島一委員 水路が何かならわかるのですが、ちょっとその辺が込み入ったような感じで、
 なるほど農地は関知しない。分かりました。
 議 長 よろしいということで、他に何かご質問ありますか。
 (「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を集結し、採決いたします。
番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。
(福田重委員挙手)

福 田 重 委 員 はい、福田重勝委員。
私は、総会資料14ページ議案第12号の2番を担当いたしました。
本申請は、日光市今市地内において長屋住宅を目的として転用する案件です。
譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。
案内図による説明。申請地は、東原中学校から西へ約100メートルに位置しております。
公図による説明。登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は畑、南側は宅地、北側は道路です。
土地利用図による説明。現地には行政書士が立ち会いました。申請地を長屋住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。
給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透柵で処理をいたします。
以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
(渡邊委員挙手)

渡 邊 委 員 はい、渡邊部会長。
部会で検討いたしました。これにつきましても特に問題はないかなということで
許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を終結し、採決に移ります。
番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。
それでは、次に移ります。

議 長 日程第9、議案第13号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に
ついて」を議題とし、番号1番について事務局の説明を求めます。
(佐藤副主幹挙手)

佐 藤 副 主 幹 はい、佐藤副主幹。
総会資料15ページをお開きください。
議案第13号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご
説明いたします。
1番の案件になりますが、本申請は、園芸土採取目的とし令和7年2月21日付け
日農委指令第5-53号により農地転用の許可を受けた案件であり、変更内容は工期

計画の変更となります。

こちらの案件ですが、位置につきましては、落合中学校から南へ約450メートルの場所に位置しております。こちらにおきまして鹿沼市に本店を置く株式会社こちらの会社申請者の方から園芸土の採取を目的とした農地転用の申請があったものとなります。

こちらの工期の変更理由ですが、採掘開始の遅延と天候不良による作業の見合わせにより当初の許可期間では完了が困難となったため、当初1年間であった工期を1年間延長し2年間とするものです。

なお、一時転用の許可期間は「3年以内の必要最小限の期間」とされており、この基準を満たしておりますので変更の承認は問題ないと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

(大貫委員挙手)

大 貫 委 員

はい、大貫委員。

工期の変更という事ですが、現在の進捗状況はどのような形でどこまで進んでいるのですか。

議 長

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐 藤 副 主 幹

具体的な報告は受けていませんが中間報告として工事進捗状況届けは出ておりまして、採掘は進んでいるようです。具体的な進捗率は調べていないため報告できず申し訳ありません。

大 貫 委 員

土の採取の1年間の工程表は出るのですか。

佐 藤 副 主 幹

はい。工程表は当初申請にて提出されております。

大 貫 委 員

今、採取中ですか。

佐 藤 副 主 幹

現在採取中という状態です。

大 貫 委 員

進捗率がわからないで1年間の許可になるのか、また、2年間の許可になるのかというのがちょっと疑問点で、今の進捗がどのくらいか気になったものです。また来年9月の採取については、来年遅延が遅れたということであれば、あと1年は猶予期間があるという解釈でよろしいでしょうか。

佐 藤 副 主 幹

こちらにつきましては、何回も遅延するというのは計画に問題がありますので、これ以上遅延しない最大期間として1年ということで、今回お話をさせていただいています。これを最後にしてくださいということでお話をさせていただいています。

実際はもっと早く完了する予定ではありません。

大 貫 委 員

ありがとうございました。

議 長

他になにかご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

それでは、次に移ります。

議 長

日程第10、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

北山委員

(北山委員挙手)

はい、北山委員。

私は、総会資料16ページ議案第14号の1を担当しました。

譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

本申請は、芹沼地内において売買により太陽光発電設備を目的とした5条申請です。

案内図による説明。申請地は、豊岡中学校から北西へ約250メートルに位置しております。

農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。

公図による説明。登記簿地目は田、現況は田です。東側は宅地、西側は道路、南側は田、畑、北側は宅地です。

土地利用図による説明。現地には、行政書士、譲渡人、譲受人が立ち会いました。譲受人は、東京都台東区に本店を置き、再生可能エネルギー発電所の開発、設計、施工、販売等を主な業務とする平成23年に設立された資本金59億円の法人です。

今回、申請地の所有者に同意を得ることができたため、太陽光発電設備用地として譲り受け利用したく申請に至りました。

敷地内には672枚の太陽光パネルを設置する計画です。

敷地内には議案第12号2番で説明した水路が流れており、水路はそのまま残す計画です。水路については利用者がほぼおらず、その取扱いも含め先程と同じように土地改良区と協議済です。給排水はありません。

雨水は敷地内自然浸透です。周囲にはフェンスを設置します。

総事業費4,377万円は自己資金により賄い、金融機関の残高証明が添付されております。

これが敷地です。周囲をフェンスで囲います。それぞれ隣地の境界から南側は2メートル、東側は5メートル離れてフェンスを立てます。西側と北側は1メートルです。

以上のことから周りに及ぼす影響も無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

(渡邊委員挙手)

はい、渡邊部会長。

渡邊委員

調査後部会で検討しましたが、特に問題はないだろうということで許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

あらかじめ土地改良区の見解は得ているということです。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長

それでは質疑を終結し、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田重委員挙手)

はい、福田重勝委員。

福 田 重 委 員	<p>私は、総会資料16ページ議案第14号の2番を担当しました。</p> <p>本申請は、日光市板橋地内において売買により一般住宅を目的とした5条申請です。</p> <p>譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。</p> <p>案内図による説明。申請地は、板橋地内JR下野大沢駅から南東へ約950メートルに位置しております。</p> <p>公図による説明。登記簿地目は山林、原野、現況は田、畑となっております。周囲の状況は、東側は畑、西側は宅地、南側は畑、北側は道路です。この周囲は道路です。</p> <p>現地には、譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。</p> <p>申請地を一般住宅に利用する目的で、計画で杭打ちがしてありました。</p> <p>給排水は、公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透いたします。</p> <p>以上のことから周りに及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。</p> <p>(渡邊委員挙手)</p>
渡 邊 委 員	<p>はい、渡邊部会長。</p> <p>調査後の検討ですが、これにつきましても特に問題はないだろうということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。</p> <p>ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは質疑を終結し、採決に移ります。</p> <p>番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま</p>
議 長	<p>す。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第15号「非農地判断願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>(渡邊委員挙手)</p>
渡 邊 委 員	<p>はい、渡邊部会長。</p> <p>私は、総会資料17ページ議案第15号の1番を担当しました。</p> <p>本申請は、日光市日向地内において、山林として利用しています。</p> <p>願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。</p> <p>案内図による説明。願出地は4筆で、川治ダムから県道23号を川俣方面へ約3キロメートル行ったところに位置しています。</p> <p>公図による説明。願出地の登記簿地目は4筆とも畑です。</p> <p>現地写真による説明。願出地〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇及び〇〇〇は樹木等が繁茂し森林化している状況で再生利用が困難な農地となっております。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。</p> <p>(沼尾委員挙手)</p> <p>はい、沼尾副部会長。</p>

沼尾委員	調査後、部会で検討させていただきましたが、見るからに森林化している状態ですので特に問題ないだろうということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどお願いいたします。
議長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	(挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに決しました。 それでは、次に移ります。
議長	日程第12、議案第16号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。 (渡邊委員挙手)
渡邊委員	はい、渡邊部会長。 私は、総会資料18ページ、議案第16号の1番を担当しました。 本申請は、日光市日向地内において、宅地として利用している案件です。 願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。 案内図による説明。願出地は、川治ダムから県道23号を川俣方面へ約3キロメートル行ったところに位置しています。 公図による説明。願出地の登記簿地目は畑です。 現地写真による説明。願出地は、昭和50年頃に川路ダムの建設により、旧地区から実家及び蔵を移築、その後、建物を新築し現在まで宅地として利用しています。 建物評価証明による説明。昭和58年建築の建物評価証明が添付されており、43年以上宅地として経過しています。
議長	以上のことから、非農地として証明することに問題がないと思われま す。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。
議長	次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (沼尾委員挙手)
沼尾委員	はい、沼尾副部会長。 調査後、部会で検討させていただきましたが、特に問題はないだろうということで許可相当と判断いたしました。
議長	ご審議のほどよろしくお願いいたします。 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議長	それでは質疑を終結し、採決に移ります。 番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	(挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。 それでは、次に移ります。

議 長 日程第13、議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（ 鶴見主査挙手 ）

鶴見主査 はい、鶴見主査。

議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」ご説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要項の第6の6の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画（案）」を決定するために審議を求められています。

今月は、『利用権設定』の案件がございます。

総会資料は19ページから30ページとなります。

件数は23件で、面積は69筆で100, 113. 62平方メートルとなります。

「設定をする者（渡人）」・「設定を受ける者（受人）」の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりです。

以上の計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

（ 「なし」の声あり ）

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり決定することに決しました。

議 長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これもちまして、令和8年2月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会）午後3時4分